

ひろしま国際平和文化祭 連携事業 募集要領

1 目的

ひろしま国際平和文化祭（以下「ひろフェス」という。）実行委員会の構成団体、広島広域都市圏構成市町や他の文化関係団体が主催するイベントを連携事業と位置付け、相互に広報協力等を行うことで、文化芸術活動の振興を図ります。

2 連携事業の内容

下表の連携イベント、応援イベントの2区分により実施します。

区分	連携イベント	応援イベント	
対象	分野	音楽・メディア芸術	全ての文化芸術
	場所	広島広域都市圏構成市町内(※)	広島市内
	期間	令和4年7月1日～9月30日に実施されるもの	令和3年10月1日～令和4年9月30日に実施されるもの
連携要件	(別紙)認定基準A及び認定基準Bの要件を全て満たすもの	(別紙)認定基準Aの要件を全て満たすもの	
募集期間	令和3年9月1日～令和4年3月31日	令和3年9月1日～令和4年7月29日	
連携内容 (例)	<ul style="list-style-type: none">・ひろフェス公式HP及びSNSによる連携イベントの紹介(イベント名称、開催日等の概要掲載、イベントHPにリンク設定)・ひろフェスのプログラム等の広報物及び新聞広告への連携イベント名称の掲載・イベント主催者が作成する広報物へのひろフェス名称やロゴ掲載の使用許可・イベント出演者等の相互のゲスト出演	<ul style="list-style-type: none">・ひろフェス公式HPによる応援イベントの紹介(イベント名称のみ掲載)・イベント主催者が作成する広報物へのひろフェス名称やロゴ掲載の使用許可・イベント出演者等の相互のゲスト出演	

※広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、三次市、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

3 手続方法(手順)

- ① 連携事業申請書に必要事項を記入し、以下の事務局に電子メール又は郵送してください。
- ② 初めて申請する場合は団体の規約、役員名簿を添付してください。また、事業概要が分かる企画書等を添付してください。
- ③ 申請書提出後、申請書の記載内容及び添付資料を確認し、要件チェックを行うとともに、連携イベント又は応援イベントのいずれかに振り分け、連携承諾書を送付し通知します。
- ④ 事業終了後2か月以内に事業終了報告書を記入し、電子メール又は郵送してください。
なお、承諾を受けた団体等が、次のいずれかに該当するときは、連携を取り消します。
 - ・申請書等の内容に虚偽の事項があったとき。
 - ・連携の要件を欠くことが判明したとき。
 - ・その他本実行委員会が連携することが適当でない認められるとき。

《申請書提出先》

ひろしま国際平和文化祭実行委員会事務局

〒730-0812 広島市中区加古町4番17号(JMSアステールプラザ内)

TEL : 082-245-0261 E-mail : hirofes@hirofes.org

【認定基準A】

- (1) 事業の主催者団体がア又はイの団体に該当すること。
ア 国若しくは地方公共団体、公益法人、報道機関等公共性のある団体又はこれに準ずる団体
イ ア以外で団体の所在地、組織及び運営が明確であり、特定の政党や宗教に関係がないこと。
- (2) 平和文化の醸成又は文化芸術の振興に寄与するものであること。
- (3) 広く市民に公開されるものであること。
- (4) 実施イベント会場や広報物等において、ひろフェスのPRを行うことができるものであること。
- (5) 営利活動を目的としないこと。(営利団体が実施する場合においては、実施の目的が営利ではなく、平和文化の醸成又は文化芸術を振興するものであること。)
- (6) 特定の政党や宗教の利害に関与しないもの。
- (7) 特定の団体等を誹謗、中傷しないなど公序良俗に反しないもの。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員が構成員に含まれていないこと。
- (9) その他、広報への協力等を行うことが適当でないと認められないこと。

【認定基準B】

- (1) 令和4年7月1日から9月30日までの間に実施するものであること。
- (2) 次の音楽又はメディア芸術分野を内容とするものであること。
ア 音楽
・ 管弦楽、吹奏楽、オペラ、合唱、ポップス、アニソン、ジャズ、伝統芸能・文化
イ メディア芸術
・ アニメーション、映画、マンガ
- (3) 広く市民に公開する(市又は町全域を対象にした)ものであること。
- (4) ひろフェスのプロモーションのため、実施イベントの映像や画像及び開催実績(参加者数等)を提供すること。
- (5) 以下のア～カのうち、3つ以上を満たしているものであること。
ア 文化芸術の次世代育成に資するもの。
イ 音楽又はメディア芸術分野における地域の代表的又は特色のあるイベントであって、国内外に発信するものとしてふさわしいもの。
ウ 広島広域都市圏構成市町の観光振興に資するもの。
エ 訪日外国人にとって分かりやすい内容で、インバウンドを促進するための工夫をしているもの。
オ イベント開催実績を有するもの又はイベントを実施することが可能な体制を有するもの。
カ 子ども・高齢者・障害者等が参加しやすいイベントであること。